

## 輸出貿易管理令及び輸出入取引法に基づく輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率について

制定：輸出注意事項４８第２５号（昭和４８年 ４月２５日公布）  
輸出取引注意事項４８第１１号

改正：輸出注意事項４８第２７号（昭和４８年 ５月２７日公布）  
輸出取引注意事項４８第１４号

輸出注意事項５８第 ２号（昭和５８年 ２月２５日公布）  
輸出取引注意事項５８第 １号

輸出注意事項６２第４９号（昭和６２年１２月１８日公布）  
輸出取引注意事項６２第１１号

輸出注意事項１０第 ７号（平成１０年 ３月１３日公布）

輸出注意事項１１第３０号（平成１１年１２月２４日公布）

輸出注意事項１２第８９号（平成１２年１２月２８日公布）

最終改正：輸出注意事項２２第２１号（平成２２年 ４月２７日公布）

アメリカ合衆国通貨以外の通貨で決済される場合の輸出取引承認申請書の「総価額」欄に記載することとされているアメリカ合衆国通貨への換算は、外国為替の取引等の報告に関する省令（平成１０年大蔵省令第２９号）第３５条第２号の規定に基づいて財務大臣が定めるところに従い、日本銀行において公示する相場を用いて行い、有効通貨（セント）未滿を切り捨てることとする。

なお、「輸出関係書類に記載すべきアメリカ合衆国通貨への換算率」（昭和４７年２月２５日付け４７貿局第８３号・輸出注意事項４７第６号）及び「変動相場制に伴う輸出貿易管理令および輸出入取引法に基づく輸出関係書類の記載について」（昭和４８年２月１９日付け４８貿局第１５２号・輸出注意事項４８第１６号・輸出取引注意事項４８第３号）は昭和４８年４月３０日をもって廃止します。